

## 第九節 外国人教師 履歴とその活動

音楽取調掛が成し遂げた音楽教育の基礎確立は東京音楽学校において、音楽教育はもとより芸術音楽興隆に向けてより確実な歩みをはじめた。それをリードしたのはやはり外国人教師であった。ソープレットに替って明治二十二年十一月に着任したディットリヒに始まり、次々と東京音楽学校で教鞭をとった教師は明治時代で十四名にのぼる。彼らは搖籃時代を脱し切れない東京音楽学校を導く十分な資格を有し、音楽技術上の正統な訓練に根ざしてヨーロッパの伝統を正確に伝えることができた。そして教育面および演奏面に日本の音楽界を華々しくかざった。

### (1) ルードルフ・ディットリヒ Rudolf Dittrich (一八六七～一九一九)

在職期間 明治二十一年～二十七年(一八八八～一九〇四)

担当科目 ヴァイオリン、和声学、作曲法、唱歌

お雇い外国人教師

音楽取調掛は、メーンソン帰国後、初歩的教育者より芸術家を求め、明治十八年頃からイタリア、ドイツ、オーストリアを中心に物色していたが、明治二十一年三月オーストリア公使戸田伯爵に公文書で依頼をしたことによりディットリヒの招聘が決り、数年来の希望が果された。戸田伯爵への依頼はまず同年一月二十五日付東京音楽学校幹事神津専三郎より文部大臣森有禮に提出された「音楽教師備入之儀ニ付伺」にはじまる。

本校生徒之儀ハ漸次進歩ノ域ニ向ヒ此際善良ノ教師ヲ得候ハ、其

學業益進歩可仕且陸續入學志願ノ者モ有之將又本校之儀モ目下創設ニ際シ候テハ善良ナル組織ヲ考定シ後來之規模ヲ確立候儀必要ニ有之候就而者今般樂曲製作理論講義管絃樂教授ヲ主ト為シ可相成ハ唱歌洋琴風琴其他音樂上一般ノ學科教授ノ任ニ勝ヘ且本校組織考按ノ顧問トモ可相成加フルニ日本音樂講義研究ノ篤志ヲ具ヘ其取調ニ適シ後來本邦音樂上進ノ途ニ於テ深ク望ヲ属スルニ足ルベキ者一名月俸凡三百五拾圓以上四百以下ノ見込ヲ以テ獨澳ノ中ヨリ招聘相成度右裁可之上ハ其招聘之手續等更ニ可伺出候得共先以本按至急仰高裁候也

明治二十一年一月二十五日

東京音楽學校幹事 神津専三郎

文部大臣子爵 森有禮殿

〔手書き〕

〔「外国人教師關係書類」明治十八年～三十二年〕

この文中に「日本音樂講義研究ノ篤志ヲ具ヘ其取調ニ適シ後來本邦音樂上進ノ途ニ於テ深ク望ヲ属スルニ足ルベキ者一名」と記されている点、また外国音楽家でも日本音楽への研究心のないものは雇い入れたくないという伊澤校長の内外音楽融合の理想を伺うことができる。次いで二月十六日付で間もなくソープレットの期限が切れるのを機会に早急に裁可願いたい旨申し出た。

本校從來之目的確立之上夫々着手可致之処差當リ良教師ヲ得候事必要ニ有之然ルニ現今之教師ハ僅ニ一週三回横濱表ヨリ通勤之者ニ有之未タ適當之教師ヲ不得甚タ差支罷在候就而者今般月俸凡銀貨三圓以上同三百五拾圓以下ノ見込ヲ以テ別紙條約按ニ抛リ音樂教師壹